

ID: 451

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

処分の概要	指定証の再交付		
例規名 根拠条項	名寄市下水道条例施行規程 第13条第3項		
例規番号	令和2年名寄市水道事業管理規程第2号		
<p>【根拠条文】 (指定証の交付) 第13条 管理者は、指定業者に排水設備工事業者指定証(別記様式第9号。以下「指定証」という。)を交付する。</p> <p>2 前項の指定証の交付を受けた指定業者は、廃業し、又は第15条に規定する指定取消し若しくは指定効力停止を受けたときは、管理者に指定証を返納しなければならない。</p> <p>3 指定業者は、指定証を営業所内の見やすい場所に掲げることとする。なお、当該指定証を損傷又は紛失したときは、指定証の再交付を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日